

特定非営利活動法人日本レーザー医学会

専門制度施行細則・レーザー専門医資格審査規定・レーザー専門医資格審査施行細則
変更箇所

2007年9月の定例理事会より下記が変更になりました。

項目・条文	変更点
<p>専門制度施行細則</p> <p>第1条 2 本専門医施行細則で定める5年間の経過措置期は平成17年6月1日から平成20年5月31日までとする。</p> <p>第16条 表1-1 (※2)は3枚以上 (注)3年間の経過措置期間は1枚でも可とする。 (※4)3年間の経過措置期間においては学会の定める研修施設の証明書も認める。</p> <p>第20条 経過措置期間が終了する平成20年6月1日以降に専門医の資格は無くなり、認定医2種(*)となる。</p> <p>第24条 (注)レーザー専門医、指導医(*)は3年間の経過措置期間において学会の定める研修施設での経験年数も認める。</p> <p>第25条の(注) (注)レーザー専門医・指導医(*)は3年間の経過措置期間において学会の定める研修施設の症例抄録も認める。</p> <p>第30条の(注)1、(注)2 (注)1 3年間の経過措置期間は1枚でも可とする。 (注)2 3年間の経過措置期間においてはレーザー専門医は第16条1項が有効となる。</p> <p>第49条 個人資格申請・更新の申請期間は、3月1日から4月30日までとする。(注)3年間の経過措置期間内はこの限りではない</p>	<p>本専門医施行細則で定める5年間の経過措置期間は平成17年6月1日から平成22年5月31日までとする。</p> <p>表1-1 (※2)は3枚以上 (注)5年間の経過措置期間は1枚でも可とする。 (※4)5年間の経過措置期間においては学会の定める研修施設の証明書も認める。</p> <p>経過措置期間が終了する平成22年6月1日以降に専門医の資格は無くなり、認定医2種(*)となる。</p> <p>(注)レーザー専門医、指導医(*)は5年間の経過措置期間において学会の定める研修施設での経験年数も認める。</p> <p>(注)レーザー専門医・指導医(*)は5年間の経過措置期間において学会の定める研修施設の症例抄録も認める。</p> <p>(注)1 5年間の経過措置期間は1枚でも可とする。 (注)2 5年間の経過措置期間においてはレーザー専門医は第16条1項が有効となる。</p> <p>個人資格申請・更新の申請期間は、3月1日から4月30日までとする。(注)5年間の経過措置期間内は常時申請および更新ができる</p>

2. 施設資格申請・更新の申請期間は、7月1日から8月31日までとする。(注)3年間の経過措置期間内はこの限りではない

第50条 個人資格申請・更新の審査は、個人資格審査小委員会にて5月31日までに行われる。

(注)3年間の経過措置期間内はこの限りではない

2. 施設資格申請・更新の審査は、施設資格審査小委員会にて9月30日までに行われる。

(注)3年間の経過措置期間内はこの限りではない

第51条 個人資格申請・更新の承認・交付期間は、5月1日から6月30日までとする。

(注)3年間の経過措置期間内はこの限りではない

2. 施設資格申請・更新の承認・交付期間は、9月1日から10月31日までとする。

(注)3年間の経過措置期間内はこの限りではない

2. 施設資格申請・更新の申請期間は、7月1日から8月31日までとする。(注)5年間の経過措置期間内は常時申請および更新ができる

第50条 個人資格申請・更新の審査は、個人資格審査小委員会にて5月31日までに行われる。

(注)5年間の経過措置期間には年2回以上資格申請および更新審査を行うものとする

2. 施設資格申請・更新の審査は、施設資格審査小委員会にて9月30日までに行われる。

(注)5年間の経過措置期間には年2回以上資格申請および更新審査を行うものとする

第51条 個人資格申請・更新の承認・交付期間は、5月1日から6月30日までとする。

(注)5年間の経過措置期間内はこの限りではない

2. 施設資格申請・更新の承認・交付期間は、9月1日から10月31日までとする。

(注)5年間の経過措置期間内はこの限りではない

項目・条文	変更点
<p style="text-align: center;">レーザー専門医資格審査規定</p> <p>第11条 ※ 平成20年5月31日までの経過措置期間は合同部会で審査するものとする。</p> <p style="text-align: center;">レーザー専門医資格審査施行細則</p> <p>第1条 2. 本レーザー専門医施行細則で定める3年間の経過措置期間は平成17年6月1日から平成20年5月31日までとする。</p> <p>第11条 (※2)3年間の経過措置期間は1枚でも可とする。 (※3)3年間の経過措置期間においては学会の定める研修施設の証明書も認める。</p> <p>第15条 2. 3年間の経過措置期間は学会の定める研修施設の経験年数も認める。</p> <p>第21条 (注)3年間の経過措置期間は1枚でも可とする。</p> <p>第33条 レーザー専門医資格申請・更新の申請期間は、3月1日から4月30日までとする。 (注)3年間の経過措置期間は<u>この限りではない</u></p> <p>第34条 レーザー専門医資格申請・更新の審査は、レーザー専門医資格審査委員会にて5月31日までに行われる。 (注)3年間の経過措置期間は<u>この限りではない</u></p> <p>第35条 レーザー専門医資格申請・更新の承認・交付期間は、5月1日から6月30日までとする。 (注)3年間の経過措置期間は<u>この限りではない</u>。</p>	<p style="text-align: center;">変更点</p> <p>※ 平成22年5月31日までの経過措置期間は合同部会で審査するものとする。</p> <p>2. 本レーザー専門医施行細則で定める5年間の経過措置期間は平成17年6月1日から平成22年5月31日までとする。</p> <p>(※2)5年間の経過措置期間は1枚でも可とする。 (※3)5年間の経過措置期間においては学会の定める研修施設の証明書も認める。</p> <p>2. 5年間の経過措置期間は学会の定める研修施設の経験年数も認める。</p> <p>(注)5年間の経過措置期間は1枚でも可とする。</p> <p>第33条 レーザー専門医資格申請・更新の申請期間は、3月1日から4月30日までとする。 (注)5年間の経過措置期間は、常時資格申請および更新ができる</p> <p>第34条 レーザー専門医資格申請・更新の審査は、レーザー専門医資格審査委員会にて5月31日までに行われる。 (注)5年間の経過措置期間は、年2回以上資格申請および更新審査を行うものとする</p> <p>第35条 レーザー専門医資格申請・更新の承認・交付期間は、5月1日から6月30日までとする。 (注)5年間の経過措置期間は<u>この限りではない</u>。</p>